

報告第8号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、神戸地方裁判所洲本支部に対し、市営住宅明渡し等請求事件に係る訴えの提起をすることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月13日提出

淡路市長 門 康彦

委任専決第6号

市営住宅明渡し等請求事件に係る訴えの提起についての専決処分について

次のとおり、神戸地方裁判所洲本支部に対し、市営住宅明渡し等請求事件に係る訴えの提起をすることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和6年6月11日

淡路市長 門 康彦

1 当事者

(1) 原告 淡路市 代表者市長 門 康彦

(2) 被告

住 所 兵庫県淡路市志筑

氏 名 XXXXXXXXXX

2 請求の趣旨

被告に対し、市営住宅の明渡しを求めるとともに、未払の家賃、督促手数料（以下「滞納家賃等」という。）及び明渡しを請求した日の翌日から当該住宅の明渡しを行う日までに係る損害金の支払並びに訴訟費用の負担を求める。併せて、当該住宅の明渡し並びに滞納家賃等及び損害金の支払について、仮執行の宣言を求める。

3 事件の概要

- (1) 本市は、被告に対し、淡路市営大谷団地201号室への入居の決定をし、被告は、平成8年1月8日付けで当該住宅に入居した。
- (2) 被告は、平成21年7月分から令和4年5月分までの滞納家賃等の合計1,113,100円の支払を怠っている。
- (3) 本市は、令和4年5月20日付けで当該住宅への入居許可を取り消し、賃貸借契約を解除して、同年9月30日までに当該住宅を明け渡すよう求めているが、履行されなかった。
- (4) 令和6年3月14日付け内容証明郵便にて、被告に対し、前記郵便到達から1か月以内に当該住宅の明渡しを完了し、滞納家賃等を支払うよう通告し、同期間内に履行しない場合は、法的手続にでることもやむを得ない旨の意思表示をし、同郵便は、同月15日、被告に到達したが、期間内にいずれの履行もなかった。
- (5) 以上のことから、本市は、淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第198号）第45条及び淡路市営住宅の家賃滞納整理事務処理要綱（平成17年淡路市訓令第33号）第7の規定により、当該住宅の明渡しと滞納家賃等1,113,100円（家賃1,104,200円、督促手数料8,900円）及び明渡しを請求した日の翌日から当該住宅の明渡しを行う日までに係る損害金の支払を求める。

4 訴訟追行の方針

判決の結果必要があると認めるときは、上訴する。